合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社マルダイ畑川と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十一月十九日

愛知県蒲郡市浜町六七番地の三

株式会社大洋交易

代表取締役　畑川　靜雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である土居万利恵が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月十九日

東京都渋谷区神山町七丁目一五番

マハロマハロ・インコウポレイテッド

日本における代表者　土居万利恵

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である池浦憲二が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月十九日

東京都品川区西五反田二丁目二三番五号

ジーニアスビル六階

ベレティー・ソフトウェア・エルエルシー

日本における代表者　池浦　憲二

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である渡邊正明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十一月十九日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー一六階

Ｓｉｈｌ　ＡＧ

日本における代表者　渡邊　正明

限定承認公告

本籍東京都練馬区旭丘二丁目六番地、最後の住所岐阜県山県市高木七三四番地一

被相続人　亡　金田　繁昌

右被相続人は平成二十一年十月六日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月十日岐阜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十九日

岐阜県山県市高木七三四番地一

限定承認者　金田　弘

限定承認公告

本籍大阪府大阪市福島区吉野三丁目一四番地、最後の住所大阪府大阪市福島区吉野三丁目八番三二号

被相続人　亡　松浦富貴子

右被相続人は平成二十一年八月九日死亡し、その相続人は平成二十一年十一月九日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十一月十九日

大阪府大阪市福島区吉野三丁目八番三二号

限定承認者　松浦　加奈

商品取引受託業務の廃止の公告

当社は、平成二十一年十月三十一日に開催しました取締役会において、商品取引受託業務廃止を平成二十一年十二月二十八日付けで行うことを決議いたしましたので、商品取引所法第百九十七条第三項及び同法施行規則第九十条第三項の規定により次のように公告致します。

一、当社が行う委託者の計算による商品市場における取引の結了の方法

当社が受託業務を行っている東京穀物商品取引所、東京工業品取引所における取引につきまして委託者に以下の二方法を選択して頂きます。

㈠　平成二十一年十二月十八日をもって大起産業株式会社に全建玉を移管する。

㈡　平成二十一年十二月十八日までに建玉を決済する。

二、商品取引受託業務に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法

前号㈠を選択された委託者に対しては、平成二十一年十二月十八日をもって大起産業株式会社に全建玉を移管致しますので、同業務に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産についても、大起産業株式会社に移管致します。

前号㈡を選択された委託者に対しては、取引終了後、順次手続きを行い本社より委託者指定口座に銀行振込にて遅滞なく返還致します。

また、建玉を有していない委託者につきましても、委託者指定口座に銀行振込にて遅滞なく返還致します。

なお、本件についてのお問合せは本社にて対応致しますので、ご不明な点がございましたらご連絡お願い致します。

連絡窓口　担当部署　当社お客様相談室

電話番号　〇一二〇―〇四一―五一〇

平成二十一年十一月十九日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一三番一三号

協栄物産株式会社

代表取締役社長　池松　和夫

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

当社は、フォレックスクラウン株式会社（東京都豊島区南大塚三丁目四三番一号）に対して、当社の第一種金融商品取引業に係る事業である店頭外国為替証拠金取引事業の全部を譲渡することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力の発生日は平成二十一年十二月二十一日です。

平成二十一年十一月十九日

東京都千代田区内神田三丁目一三番四号

くにやす・ＦＸ株式会社

代表取締役社長　伊集院　明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十七億四千万円減少し、また優先出資三万四千八百口を一口につき金五万円をもって消却することにいたしました。消却に要する金額は金十七億四千万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=97076185

平成二十一年十一月十九日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

仙台中央開発特定目的会社

取締役　堀川　朋善

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七億三千三百五十万円（Ａ号優先出資につき七億三千三百五十万円）減少することにいたしました。消却に要する金額は七億三千三百五十万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年三月二十六日

掲載頁　一八七頁（号外第六十一号）

平成二十一年十一月十九日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

小川町ホールディング特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

訂正公告

平成二十一年十月二十三日掲載の訂正公告中、効力発生日は「平成二十一年十一月二十七日」とあるは「平成二十一年十二月十八日」に変更いたします。

平成二十一年十一月十九日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・ナイン・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

訂正公告

平成二十一年九月二日掲載の優先資本金の額の減少公告中、「優先資本金の額を十六億一千五百万円減少」とあるは「優先資本金の額を十六億円減少」に変更になりましたので訂正します。

平成二十一年十一月十九日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号

美倉ホールディング特定目的会社

取締役　泉部　充

正　誤

目次及び本文において、平成二十一年十一月十六日金融庁告示第六十二号を金融庁告示第六十一号とする。

ページ	段	行	誤	正
八〇四	一五	第三条		第二条

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十九日付第二四五号

一二八ページ●同日付政府調達第二一三号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配達）